

第 2 章 平常時における準備

1.	一時大量発生する石綿含有廃棄物等対策 対策の概要 自治体による一時保管について 広域的連携について 参考：震災廃棄物対策指針(抜粋)
2.	応急措置に係る事項について
3.	事業者等への指導體制
4.	復興活動のタイムテーブル
5.	ボランティアについて

1. 一時大量発生する石綿含有廃棄物等対策

1.1 対策の概要

災害時においては、被災した建築物等の解体撤去等によって、一時に大量の石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）の発生が予想され、平常時の処理体制では処理が困難になることが予想される。

地域防災計画及び震災・水害廃棄物処理計画等の中で、この一時大量発生する廃棄物対策として、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。

表 2.1 一時大量発生する廃棄物の処理について

1.	自治体による一時保管場所の確保 発生量予測 自治体による一時保管場所の検討 石綿に関する受入対象品目について 自治体による一時保管場所における石綿含有廃棄物等の分別等の実施について 最終処分までの工程について
2.	広域的連携 周辺自治体及び関係団体等との協力体制

1.2 自治体による一時保管について

自治体による一時保管を行うに当たっては、表 2.2 に示す事項について検討しておくことが望ましい。

なお、詳細は『第 8 章 自治体による一時保管』を参照のこと。

表 2.2 自治体による一時保管における検討事項(例)

1.	発生量の予測 災害の種類と規模、発生場所等の想定と発生量の予測
2.	自治体による一時保管場所の検討 災害発生前に設置場所と必要面積 災害発生後における現地確認計画（現地の視察と空中写真等） 管理運営計画（重機・職員の配置、周辺養生及び職員の服装・保護具等の確保）
3.	石綿に関する受入対象品目の整理 廃石綿等の受入が可能な施設の種類、場所、規模、体制 石綿含有廃棄物及び石綿含有廃棄物と見なした廃棄物の取扱い （受入れを行うか、また、見なし石綿含有廃棄物を区分するかについて）
4.	自治体による一時保管場所における石綿含有廃棄物の分別等の実施 成形板等の混合廃棄物の分別実施時の飛散防止措置、作業手順
5.	最終処分までの工程 収集・運搬に係る事業者の所有する車両台数等 中間処理場の場所と受入れ対象・能力等 最終処分場の場所と受入れ対象・能力等

1.3 広域的連携について

石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）の中間処理及び最終処分に当たっては、受入れ・処分先周辺住民等の理解や手続き等も必要であることから、事前に協力協定の締結等について検討する。

表 2.3 広域的連携における検討事項

1.	周辺自治体、事業組合及び事業者等との連携 地域防災計画及び災害廃棄物処理計画等の確認 災害時における広域的廃棄物処理協力協定の締結等の検討
----	-----------------------------------------------------------------------------

1.4 参考：震災廃棄物対策指針（抜粋）

以下に震災廃棄物対策指針の抜粋を参考として示す。

指針は、震災時を想定したものであるが、震災時に限らず災害全般に対して、応急体制の整備を行う必要がある。

特に石綿を含むがれき等の処理に関しては、一時に大量発生するものであり、また、その受入れ先が限定されることから、隣接する市町村はもとより、周辺都道府県を含めて災害発生前に、災害時における広域的な廃棄物処理に関する協力体制の確立をしておく必要がある。

【震災廃棄物対策指針より抜粋】

2 - 2 震災時応急体制の整備

1 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

大規模な地震が発生した場合には、一時的に大量の震災廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難となることが予想される。

震災時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理し、住民の生活環境の保全に努めつつ都市機能の早期回復を図る必要がある。このためには、市町村において周辺市町村との相互協力体制、廃棄物処理に必要な資機材の備蓄、がれきの一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの処理・処分計画を作成すること等により、あらかじめ震災時における廃棄物処理の応急体制を確保することが必要である。

震災時応急体制の整備に当たっての市町村、都道府県及び国の役割は次のとおりである。

- ・ 市町村は、域内で発生した震災廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理に係る震災時応急体制を整備する。
- ・ 国及び都道府県は、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

(1) 震災時の相互協力体制の整備

(1) 市町村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、震災時の相互協力体制を整備すること。

阪神・淡路大震災では、膨大な震災廃棄物の処理について、周辺市町村間の協力はもとより、周辺府県等での処理も行われた。大規模な震災が発生した場合、市街地が連たんする大都市圏においては、一時に膨大な震災廃棄物が発生し、市町村内、都道府県内での対応が困難となると想定される。このため、市町村、都道府県、廃棄物関係団体、厚生省がそれぞれの役割分担をもとに、広域的な協力体制をあらかじめ整備することが必要である。

相互協力体制の整備に当たっては、それぞれの地域の状況に応じ検討する必要がある。そのためには、都道府県とも連携し、市町村、都道府県及び国のそれぞれの役割に応じた相互協力体制を確立する必要がある。

相互協力体制(参考)		
・ 市町村	:	都道府県との連絡体制
		周辺市町村との協力体制
		関係団体との協力体制(震災時に対応するための協力協定の締結等)
		ボランティアへの協力要請
・ 都道府県	:	市町村間の相互協力体制
		周辺都道府県との協力体制
・ 国	:	全国的な支援体制(都道府県、関係団体等)

阪神・淡路大震災では、直接的被害を受けた地域では発生直後は大きな混乱が生じ、被災地側から迅速な応援要請を行うことができなかった。震災後に必要とされる廃棄物対策は、震災後の経過時期によって内容が異なるため、市町村及び都道府県はそれに迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ周辺市町村・都道府県が被災した場合の協力体制を確立しておく必要がある。

参照すべき2つの指針と、参考となる1つの報告書を表2.4に示した。

特に、3.の「平成17年度大規模災害時の建設廃棄物等の有効利用及び適正処理方策検討調査報告書」については、自治体の担当者が実際の対応に当たって困った点等が取りまとめられており参考となる。

表2.4 災害時の廃棄物対策に係る指針等

1.	震災廃棄物対策指針 平成10年10月 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課
2.	水害廃棄物対策指針 平成17年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
3.	平成17年度 大規模災害時の建設廃棄物等の有効利用及び適正処理方策検討調査報告書 平成18年3月 環境省 関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

2. 応急措置に係る事項について

震災時には、基本的に応急危険度判定が実施され、この調査の中で石綿に関する調査も実施されることとなった。また、昨今の石綿への関心の高まりから住民等からの情報が寄せられることも考えられる。

この石綿に関する調査結果及び情報の受入れと伝達体制の例を、図 2.1 に示す。

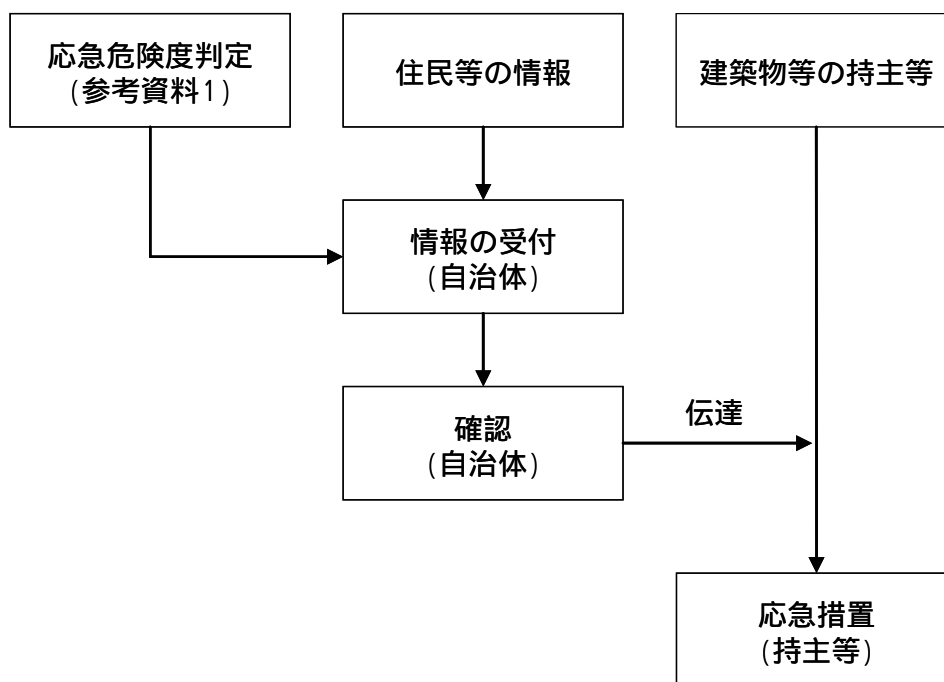


図 2.1 情報の受入れと伝達体制(例)

また、この石綿に関する調査結果及び情報の受入れ及び伝達等について、事前に検討しておくことが望ましい。検討事項例を表 2.5 に示す。

表 2.5 情報の受入れと伝達に関する検討事項(例)

1.	情報の受付 窓口の設置部署
2.	確認 確認の方法 確認結果の伝達方法 確認にあたる職員の保護具等

3. 事業者等への指導体制

解体等事前調査から、解体等の現場における石綿除去等活動における障害「作業における危険性」については、補強等による「障害の除去」を原則として指導を行うこと。

指導は、大気汚染防止法の指導官庁である都道府県知事（政令により委任されている市は、市長）及び石綿障害規則の指導官庁である労働基準監督署において行うこととなる。『第4章 調査・計画・届出』及び『第6章 解体現場における石綿の飛散防止』を参照し、指導できる体制を整えておくこと。

4. 復興活動のタイムテーブル

本マニュアルにおける、災害時における石綿の飛散防止に係る実施事項のタイムテーブルは、概ね図 2.2 のように想定している。

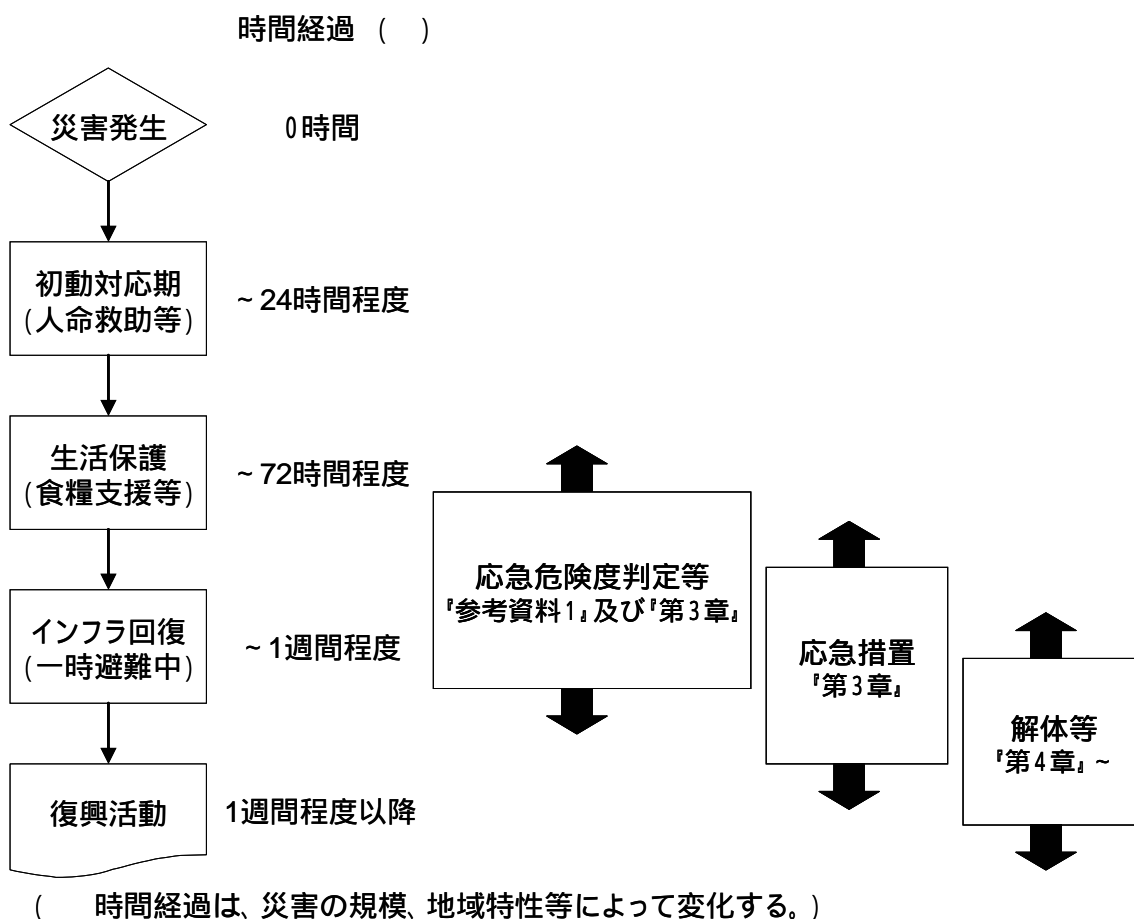


図 2.2 石綿の飛散防止に係る実施事項のタイムテーブル(例)

また、表 2.6 に実施事項の順序に関する原則事項を示した。

表 2.6 実施事項の順序について

1.	人命保護・食糧支援等を優先し、その後に、応急危険度判定等により、石綿の確認を実施する。
2.	確認された石綿に対して、応急措置を実施する。
3.	解体等においては、インフラの回復後に実施する。
4.	路上への倒壊建築物等の撤去については、別に優先して実施する。

図 2.2 及び表 2.6 を参考として、地域防災計画等と整合した復興活動におけるタイムテーブルを定めておくこと。

5. ボランティアについて

災害時における石綿対策においては、石綿に関する高度な経験を有する者の協力が必要になる。

関係団体等の協力をえて、石綿作業主任者及びアスベスト診断士等の中から、協力を得られる者のリストを事前に作成しておくこと。

また、石綿の有害性及びその判断の難しさ等から、一般のボランティアの参加は受入れ難いものであるため、事前に関係部署間等に伝達して現場における混乱の発生を防ぐこと。

表 2.7 ボランティアに係る平常時の準備

1.	高度な知識と経験を有する者の確保 関係団体（石綿協会等）との連携
2.	一般のボランティアは原則除外（補助業務を除く） 関係部署（災害対策本部等）との調整